

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年1月12日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 10件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	補給用窒素ガス加温器配管表面温度が高いことを示す警報の発生を確認した。当該事象の原因を調査し、点検・修理。	
2	2号機	軽油タンク(B)防油堤内の雨水排水弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	3号機	タービン系制御装置 I 系の異常を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該装置は II 系にて正常に動作中であり問題なし。	
4	3号機	排気筒の航空障害灯の一部が点灯していないことを確認した。当該航空障害灯を点検・修理。	
5	4号機	ダスト放射線モニタのろ紙送り装置にろ紙送り不良を確認した。当該装置を点検・修理。	
6	4号機	タービン建屋地下中1階復水器室(管理区域)の床面に、滴下した水が乾いた跡(汚染なし)を確認した。受けパン設置済み。上部の非放射性ドレン移送系配管を点検・修理。	
7	4号機	原子炉建屋排風機(B)の点検時、軸受収容ケース内径寸法が管理値を超えていることを確認した。当該部を修理。	
8	5号機	換気空調補機常用冷却水系冷凍機(A)の点検時、潤滑油配管逃がし弁から油のにじみを確認した。当該弁を修理。	
9	6号機	管理区域退出モニタ(No. 3、5)に異常を示す警報が発生し、頭部検出器駆動部の故障を確認した。当該検出器を点検・修理。	
10	7号機	タンクベント処理装置凝縮水排水装置の蓋に変形を確認した。当該蓋を点検・修理。	